

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年2月10日（令和5年（行情）諮問第171号）

答申日：令和5年11月16日（令和5年度（行情）答申第441号）

事件名：行政文書ファイル「本省例規（訓令・通達） R2」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年7月19日付広管総発第260号により広島矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

決定通知書第2項記載の不開示部分は、いずれも法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。

しかしながら仮に上記主張が認められぬとしても、以下の部分は法6条1項により部分開示されるべきである。

① 処分庁は決定通知書第2項（3）において法務省矯正局で利用する緊急連絡先並びに一般には公開されていない同省保護局の内線番号及び電話番号を、同項（4）において法務省矯正局で勤務する職員の私物の携帯電話の電話番号を不開示とした。しかしながら、前記不開示部分に記載されている電話番号の1桁目は、「0」であることが、公知の事実から容易に推認できる（その理由として、例えば総務省のWebサイト中のページ「総務省 | 電気通信番号制度 | 電話番号に関するQ&A」中の項目「Q1 電話番号とはどのようなものですか?」、URL（略）では別紙1のとおり説明されている）。また、前記電話番号及びFAX番号の1桁目を開示したとしても、電話番号の2桁目以降の部分特定することはおよそ不可能である。よって、前記不開示部分は法5条1号及び6号のいずれにも該当しない。また、前記不開示部分以外の不開示情

報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

- ② 処分庁は決定通知書第2項(3)において法務省矯正局で利用する緊急連絡先並びに一般には公開されていない同省保護局の内線番号及び電話番号を不開示とした。ところで、処分庁が別件行政文書一部開示決定(令和4年6月7日付広管総発第201号、本審査請求書の資料1)により審査請求人に開示した文書のうち、同決定通知書の第1項(65)記載の行政文書『「刑事情報連携データベースシステムの運用について」の留意事項について(通知)』(本審査請求書の資料2)の第2枚目では法務省矯正局更生支援管理官の内線番号が「〇〇〇〇」であること、及び前記更生支援管理官の直通電話番号が「〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇」であることが、前記行政文書の第3枚目では同局総務課情報通信企画官の電話番号が「〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇」であること、法務省保護局総務課(刑事情報連携室)の内線番号が「〇〇〇〇」であること、前記保護局総務課(刑事情報連携室)の直通電話番号が「〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇」であることが記載されている。これらの内線番号及び直通電話番号は、管見の限り一般には公開されていない。これらの法務省内の部署の職務内容を考慮すれば、処分庁が本件審査請求人に係る決定通知書第2項(3)で主張する不開示理由は、前記内線番号及び直通電話番号に妥当することも考えられないではない。しかし、処分庁が前記内線番号及び直通電話番号を不開示としなかったことを考えれば、処分庁は前記内線番号及び直通電話番号は法5条6号に該当しないと判断したのであろう。そうすると、前記内線番号及び直通電話番号と同種の情報である前記不開示部分も開示されるべきである。また、前記不開示部分以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。
- ③ 処分庁は決定通知書第2項(3)において一般には公開されていない法務省保護局のメールアドレスを不開示とした。しかしながら、メールアドレスにはローカル部とドメインを区分する文字「@」が含まれているところ、前記文字「@」は法5条6号にあたる不開示情報ではない。さらに、前記文字「@」以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。
- ④ 処分庁は決定通知書第2項(3)において一般には公開されていない法務省保護局のメールアドレスを不開示とした。ところで、処分庁が別件行政文書一部開示決定(令和4年6月7日付広管総発第201号、本

審査請求書の資料1)により審査請求人に開示した文書のうち、同決定通知書の第1項(65)記載の行政文書『「刑事情報連携データベースシステムの運用について」の留意事項について(通知)』(本審査請求書の資料2)の第3枚目では法務省保護局総務課(刑事情報連携室)において刑事情報連携データベースシステム(SCRP)に関する報告を受け付けるメールアドレスが「〇〇〇〇」であることが記載されている。前記メールアドレスは、管見の限り一般には公開されていない。前記法務省保護局総務課の職務内容を考慮すれば、処分庁が本件審査請求人に係る決定通知書第2項(3)で主張する不開示理由は、前記メールアドレスに妥当することも考えられないではない。しかし、処分庁が前記メールアドレスを不開示としなかったことを考えれば、処分庁は前記メールアドレスは法5条6号に該当しないと判断したのであろう。そうすると、前記メールアドレスと同種の情報である前記不開示部分も開示されるべきである。また、前記不開示部分以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和4年4月12日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書の一部(以下「本件不開示部分」という。)を不開示とした原処分に対するものであり、審査請求人は、原処分の取消し及び本件不開示部分の開示を求めているものと解されることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分には、①特定刑事施設で勤務する職員の印影、②矯正局で勤務する職員の氏名、③矯正局で利用する緊急連絡先及びサーバーのURL並びに一般には公開されていない保護局のメールアドレス、内線番号及び電話番号及び④矯正局で勤務する職員の私物の携帯電話の電話番号が記録されている。

(1) ①について

刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られることからすると、標記不開示部分に記録された職員の氏名が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実には発生するおそれが相当程度高ま

り、その結果として、刑事施設の責務である裁判や刑の執行を阻害することとなることはもとより、保安事故、職員籠絡事案その他の刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生するおそれが生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから、当該情報は、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。

また、刑事施設では、各職員の士気を高め、施設全体の高い士気を維持することが適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるところ、当該情報が開示されることとなれば、前述のように不当な圧力等を加えられることを懸念した職員が職務に消極的になって、施設全体の士気の低下を招き、矯正行政の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから、当該情報は、同条6号柱書きに規定される不開示情報にも該当する。

なお、本件対象文書が作成された時点の直近に発刊されていた国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）には、本件不開示部分に記載された職員と同一の職にある者の氏名は掲載されておらず、このことから、標記不開示部分に記載された職員の印影が開示されるべき情報であるとはいえない。

(2) ②について

矯正局において勤務する職員は、定期的に矯正施設に異動して勤務することが想定されること、また、矯正施設の被収容者からなされる不服申立て等について、その当否を検討しているところ、当該検討結果が被収容者にとって必ずしも望ましいものとはならない事案が多々あるのが現状であること、さらに、元被収容者を名乗る者を始めとする様々な者からの苦情処理を頻繁に行っていること等を踏まえると、矯正局に勤務する職員についても、上記(1)で述べたのと同様の事情が存することは明らかであり、当該職員の氏名を開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが高くなることは前述のとおりである。そして、その結果として、矯正施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあり、刑事施設の責務である裁判や刑の執行を阻害することとなることはもとより、保安事故、職員籠絡事案その他の刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生するおそれが生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから、当該情報は、上記(1)と同様に、同条4号及び6号柱書きに規定される不開示情報に該当する。

また、本件対象文書が作成された時点の直近に発刊されていた職員録には、標記不開示部分に記載された職員と同一の職にある者の氏名は掲載されておらず、このことから、標記不開示部分に記載された職員の氏名が開示されるべき情報であるとはいえない。

(3) ③について

標記不開示部分に記録された情報は一般に公開されておらず、これを公にした場合、部外者から職員に対する業務妨害又は抗議等の発信が行われるほか、特定の職員にのみ利用を許諾しているシステムへの不法な侵入を招くおそれがあり、その結果、緊急時に必要な連絡や対応等に著しく支障を来し、当該部局における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから、当該情報は同条6号柱書きに規定される不開示情報に該当する。

(4) ④について

矯正局で勤務する職員の私物の携帯電話の電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、同条1号に規定される不開示情報に該当する。

次に、同号ただし書該当性を検討すると、当該不開示部分に記録されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報とはいえないので、同号イには該当しない。また、同号ロに該当する事情は認められない上、同号ハにも該当しない。

なお、審査請求人が主張している法6条1項による部分開示の可否について検討すると、当該情報は、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことが可能であるものの、当該部分を除いた部分は、情報として有意性を持つものではないことから、同条1項ただし書の規定により、部分開示を行う必要は認められない。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分について、当該不開示部分を法5条1号、4号及び6号に規定される不開示情報に該当するとした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年10月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し及び不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 特定刑事施設に勤務する職員の印影について

文書1ないし文書5の不開示部分には、特定刑事施設に勤務する職員の印影が記載されていることが認められる。

刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られることからすると、当該不開示部分に記載された職員の印影が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実に発生するおそれは相当程度高いなどとする旨の上記第3の2(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

なお、当審査会事務局職員をして、本件対象文書が作成された当時の特定年版の職員録を確認させたところ、標記不開示部分に記載された職員の氏名は掲載されていないことが認められる。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすると、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 矯正局で利用する緊急連絡先（矯正局で勤務する職員の氏名及び同職員の私物の携帯電話の電話番号）について

文書2及び文書4の不開示部分には、矯正局で利用する緊急連絡先として、矯正局で勤務する職員の氏名及び同職員の私物の携帯電話の電話番号が記載されていることが認められる。

ア 矯正局で勤務する職員の氏名について

矯正局において勤務する職員は、定期的に矯正施設に異動して勤務することが想定され、また、矯正施設の被収容者からなされる不服申立てについて当否の検討を行っており、当該検討結果が被収容者にとって必ずしも望ましいものとはならない事案が多々あるのが現

状であることなどから、当該職員についても特定刑事施設に勤務する職員と同様の事情が存することは明らかであり、当該職員の氏名を公にすると、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが高くなるなどとする旨の上記第3の2(2)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

なお、当審査会事務局職員をして、本件対象文書が作成された当時の特定年版の職員録を確認させたところ、標記不開示部分に記載された職員の氏名は掲載されていないことが認められる。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 矯正局で勤務する職員の私物の携帯電話の電話番号について

標記不開示部分に記載されている携帯電話の電話番号は、職員の私物の携帯電話の電話番号であるから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 矯正局で利用するサーバーのURL並びに一般には公開されていない保護局のメールアドレス、内線番号及び電話番号について

文書3の不開示部分には、矯正局で利用するサーバーのURLが記載され、文書5には保護局のメールアドレス、内線番号及び保護局総務課の直通の電話番号が記載されていることが認められる。

諮問庁は、不開示部分に記録された当該情報は、一般には公開されていないと説明するところ、これを覆すに足りる理由はない。そうすると、これを公にした場合、部外者から職員に対する業務妨害又は抗議等の発信が行われるほか、特定の職員のみ利用を許諾しているシステムへの不法な侵入を招くおそれがあるなどとする旨の上記第3の2(3)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえない。

以上によれば、当該不開示部分は、これを公にすると、矯正局における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙1 請求文書

Webサイト「e-GOV」で公開されている行政文書ファイル管理簿に記載されている行政文書ファイルの内、

「本省例規（訓令・通達） R2」と題する行政文書ファイル

（府省名が法務省作成・取得年度等が2020年度，大分類が庶務，中分類が例規，作成・取得者が法務省特定刑事施設特定部特定課長，起算日が2021年4月1日，保存期間が常用，保存期間満了日が未定，媒体の種別が紙，保存場所が書庫，管理者が法務省特定刑事施設総務部庶務課長，保存期間満了時の措置が廃棄であるもの）

に編綴された行政文書すべて。

別紙2 本件対象文書

特定刑事施設が保有する次の文書

- 文書1 令和2年11月26日付け矯正局作成文書「矯正施設における被収容者の指印の見直しについて」
- 文書2 令和3年3月29日付け法務省矯成第241号成人矯正課長・少年矯正課長連名通知「保安事故の緊急連絡先について」
- 文書3 令和3年3月30日付け矯正局総務課矯正調査官（法規係）事務連絡「矯正局例規集の運用を開始することについて」
- 文書4 令和3年3月31日付け法務省矯正局総務課長事務連絡「職員事故等の緊急連絡先について」
- 文書5 令和3年3月31日付け法務省矯正局更生支援管理官付法務専門官事務連絡「刑事情報連携データベースシステム（SCRIP）で利用する連絡票について（送付）」